

**取扱嚴重注意**

**人件費等経費の見直しによる省エネ法の手数料の見直し**

**建築物省エネ法 エネルギー消費性能適合判定 審査手数料 【非住宅部分】**

(単位:円)

区分 (面積)	現行 改正	【モデル建物法】 法第11・12条エネルギー消費性能 適合判定審査手数料	
			工場等減額措置 (※エネルギー消費性能の評価等なし施設共)
300 ~ 2000未満	現行	176,500	45,700
	改正	176,800	45,800
2,000 ~ 5000未満	現行	285,600	115,200
	改正	286,100	115,300
5,000 ~ 10000未満	現行	372,900	173,300
	改正	373,500	173,600
10,000 ~ 25000未満	現行	448,000	215,300
	改正	448,700	215,700
25,000 ~	現行	525,500	267,000
	改正	526,400	267,500

(法12条2項又は13条3項関係)

※変更適判は新規適判手数料の1/2 (100円未満は四捨五入) (※低炭素建築物認定と同様)

(法施行規則(平成27年国土交通省令第5号)第11条第1項関係)

※軽微変更該当証明手数料は新規適判手数料の1/2 (100円未満は四捨五入)

区分 (面積)	現行 改正	【標準入力法・主要室入力法】 法第11・12条エネルギー消費性能 適合判定審査手数料	
			工場等減額措置 (※エネルギー消費性能の評価等なし施設共)
300 ~ 2000未満	現行	444,700	52,100
	改正	445,500	52,200
2,000 ~ 5000未満	現行	634,600	123,200
	改正	635,600	123,400
5,000 ~ 10000未満	現行	781,600	182,200
	改正	782,900	182,500
10,000 ~ 25000未満	現行	923,800	225,000
	改正	925,300	225,400
25,000 ~	現行	1,053,900	278,300
	改正	1,055,600	278,800

(法12条2項又は13条3項関係)

※変更適判は新規適判手数料の1/2 (100円未満は四捨五入) (※低炭素建築物認定と同様)

(法施行規則(平成27年国土交通省令第5号)第11条第1項関係)

※軽微変更該当証明手数料は新規適判手数料の1/2 (100円未満は四捨五入)

(BEST省エネツールについて)

※R2.3.31付 国住建環第274号 国通知(技術的助言) 記 第4より

標準入力法(基準省令第1条第1項第1号イ)の手数料と同額と扱う